

学校感染のリスクを低減させるために以下の対応をお願いします。

児童本人や同居家族に発熱や風邪症状等がある場合 ①または②の対応をお願いします。

- ①医療機関を受診し、症状がなくなった後は、いつから登校できるかを医師とよく相談して登校させてください。
- ②医療機関を受診せず、風邪薬や解熱剤を使用し症状が消失した場合は、症状がなくなって72時間(3日間)が経過した後に登校させてください。

【理由】「発熱等の風邪症状があったが、医療機関を受診せず、症状がなくなって登校させたところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナに感染者と判定されたという事例がある」

【理由】「家族に風邪症状があるが、児童が元気であったため登校させたところ、その後家族と児童の感染が判明し、同学級児童と担任が接触者となり学級閉鎖となった。」

★分散登校期間中で登校しない日の健康状態の報告はこちらへ、スマホ等から入力をお願いします。 ご入力がない際には、お電話にて児童の体調をお聞きします。

【1年】 	【2年】 	【3年】 
【4年】 	【5年】 	【6年】 

○通常の欠席・遅刻のご連絡はこちらへ  
(分散登校期間中で登校する日の欠席・遅刻を含む)

◇新型コロナの感染状況等に関する報告  
(土日・祝祭日等で学校の電話対応ができない場合)

